

筑波大学電子図書館システムへの登録に関する実施要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成20年4月1日

改正 平成22年7月7日

(目的)

- 1 この実施要項は、筑波大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）における筑波大学電子図書館システム（以下「電子図書館」という。）への登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この実施要項において「電子図書館」とは、附属図書館が、筑波大学（以下「本学」という。）において収集された資料を電子的な手段によって蓄積し、本学をはじめ国内外に提供するシステムをいう。

(登録対象資料)

- 3 電子図書館への登録対象とする資料は、次のとおりとする。
 - (1) 本学が所蔵する貴重図書、準貴重図書、和装古書等の貴重資料
 - (2) その他電子図書館に登録することが適当なもの

(データの利用内容)

- 4 附属図書館は、前項に記載した資料を次のとおり利用する。
 - (1) 資料の原文情報を電子化し、それら電子化された情報（以下「データ」という。）をハードディスク、CD-ROM等に蓄積することにより、全文データベースを作成する。
 - (2) データは、ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
 - (3) データは、附属図書館オンライン蔵書目録(OPAC)等の二次情報データベースとの間にハイパーリンクを張り、統合された情報資源として提供する。

(データの利用条件)

- 5 附属図書館は、データの利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) 情報の発生元を明示すること。
 - (2) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。
 - (3) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。

(4) 電子図書館の利用者によるデータの複製（端末機からのプリントアウト、ダウンロード等）は、調査・研究、教育又は学習を目的とする場合に限定することを明示すること。

6 データの利用についての対価は、無償とする。

7 附属図書館は、電子図書館の利用者がデータを利用した結果について、その責任を負わない。

（その他）

8 この実施要項に定めるもののほか、電子図書館への登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この実施要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 記

この実施要項は、平成20年4月30日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 記

この実施要項は、平成22年7月7日から実施し、同年4月1日から適用する。